

## 震災復興の推進に係る組織改正について

東日本大震災からの復興に向けた施策の推進体制を整備するため、平成23年5月1日付けで次のとおり組織改正を行う。

### 1 局レベルの改正

#### (1) 震災復興本部の新設

震災復興に係る諸施策を組織横断的に推進し、早期復興を目指して全市を挙げて取り組む体制を整備するため、「震災復興本部」（局相当）（震災復興室（部相当））を新設する。

#### (2) 企画調整局の廃止等

震災復興に向けた組織体制の再編に伴い企画調整局を廃止し、その所管事務を総務局及び市民局に移管するとともに、総務局の名称を変更し、「総務企画局」とする。

### 2 部レベルの改正

#### (1) 震災復興室の新設（震災復興本部）

震災復興に係る諸施策の推進に関する企画・立案・調整機能を集約し、迅速かつ細やかな対応を可能とするため、「震災復興室」（部相当）（課制なし）を新設する。

#### (2) 震災廃棄物対策室の新設（環境局）

東日本大震災によるがれきの撤去や倒壊家屋等の解体処理を迅速かつ円滑に行うため、「震災廃棄物対策室」（部相当）（課制なし）を新設する。

### 3 課レベル以下の改正

- 企画調整局総合政策部企画調査課を総務企画局に移管し、「企画調整課」とするとともに、事務移管に伴い係制を廃止する。
- 企画調整局総合政策部企画調査課調査統計係を市民局地域政策部広聴相談課に移管するとともに、同課の名称を変更し、「広聴統計課」とする。
- 震災復興本部及び総務企画局への事務移管に伴い、企画調整局総合政策部調整課及びプロジェクト企画課を廃止する。
- 企画調整局総合政策部交流政策課を市民局市民協働推進部に移管する。